

京都市告示第419号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年11月16日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
大宮緯33号線	北区大宮西野山町19番地の21地先から 同町19番地の26地先まで	メートル 89.20	メートル 6.00 ～ 9.67
静市経29号線	左京区静市市原町842番地の4地先から 同町862番地地先まで	116.00	4.09 ～ 8.17
静市経30号線	左京区静市市原町886番地の10地先から 同町886番地の15地先まで	102.00	6.00 ～ 9.02
岩倉195号線	左京区岩倉村松町82番地の7地先から 同町81番地の6地先まで	185.70	6.00 ～ 12.06
松尾御陵経49号線	西京区御陵荒木町4番地の3地先から 同町6番地の14地先まで	296.70	6.00 ～ 11.99
石田経35号線	伏見区石田内里町39番地の25地先から 同町39番地の27地先まで	106.80	6.00 ～ 9.10
久我経113号線	伏見区久我御旅町6番地の194地先から 同町6番地の191地先まで	118.10	6.00 ～ 9.12
久我経114号線	伏見区久我御旅町6番地の191地先から 同町6番地の158地先まで	33.70	6.01 ～ 11.57

(建設局土木管理部道路明示課)